

札幌市の今後の方針について

市民自治推進本部としては、市民自治推進会議の最終報告書や平成24年度市民による集中評価会議の結果などを受けて、条例第32条に基づく自治基本条例の見直し等について、自治基本条例の条文改正はしないこととし、これを札幌市の方針とする。

また、市民自治推進会議の最終報告書にある6つの提言については、条例第31条に基づく市民自治に関する施策等の評価結果として、以下の方向性に基づき、市民自治推進本部を中心に改善等を進めていくこととする。

〈6つの提言に基づく改善の取組の方向性(素案)〉

1 まちづくりへの意識醸成

- ・条例の浸透度調査に係る経年アンケートの実施。
- ・町内会やNPOを学ぶきっかけづくりの拡充。
- ・市職員のボランティア参加の促進（ボランティア情報の発信手法の確立 など）

2 市民参加による計画策定等

- ・計画を策定予定の関係部局に対する市民参加の取組拡充の要請。

3 市民参加の取組強化

- ・他都市の状況調査、市民参加の取組強化の検討。

4 まちづくり活動の情報提供

- ・外部機関（若者活動センターやちえりあなど）を含めた関係機関との連携。

5 まちづくり協議会・区民協議会の情報発信

- ・まちづくり協議会の活動支援の強化。
- ・区民協議会の検討等の予算への反映。
- ・区民協議会の活動の進捗を見ながら、各区と協議。

6 まちづくりセンター自主運営化のメリット等発信

- ・まちづくりセンターの自主運営化を推進するために、自主運営化の進捗を見ながら、分かりやすい情報提供を各区と協議。



これらの6つの方向性は、次年度の市民自治推進本部会議までに取組を進め、検証を行う。また、必要に応じてワーキンググループを設置し、協議を進めることとする。

市民自治推進会議の今後の役割(機能)について

市民自治推進会議は、条例施行5年目の節目を受けて、条例第31条に基づき、市民自治による施策等を全般的に評価するとともに、条例第32条に基づく条例の見直し等を実施した。

同会議は市民自治の施策等の評価を行う機関であるが、条例第32条に基づく5年周期の条例の見直し等を考慮し、今後の会議の方向性、役割、実施スキーム等を以下のとおりとする。

〈 方向性 〉

条例全般の評価及び提言内容（6つの提言）に基づく改善の進捗状況をチェックし、市民自治の継続的な推進を担うこととする。

評価・チェックを行った次年度は、より詳細な検証を行う期間とする。

〈 機能(役割) 〉

1 市民自治推進会議 最終報告書の提言のチェック機能

市民自治推進会議 最終報告書の提言（6項目）を踏まえた施策等の見直しの状況（見直しの内容や進捗状況）のチェック機能

2 提言等からテーマ抽出し、検証を深める機能

市民自治推進会議 最終報告書の提言（6項目）のうち、さらに詳細な検証が必要と思われる項目について評価する機能

〈 実施スキーム 〉



〈 平成24年度のテーマ抽出 〉

平成24年度の市民自治推進会議の評価テーマは、6つの方向性の中から、より詳細な検証が必要なものを選択する。

このことから6つの方向性のうち、条例第6章で条例の重要なポイントとしている「市政への市民参加」「身近な地域のまちづくり」に関連するものから選択し、具体的なテーマは今年度の市民自治推進会議の第1回会議で各委員の意見を踏まえて、札幌市が決定する。

－ 想定テーマ －

- ・市政への市民参加の取組強化について(市民参加制度の条例化等の検討－条例第21条関連)
- ・今後のまちづくりセンターの役割について(機能強化、自主運営化－条例第28条関連)